

令和6年度 西濃高等特別支援学校 学校いじめ防止基本方針

この方針は、いじめのない健やかな学びの場と学校教育目標の実現のために『いじめ防止対策推進法』（以下法という）を受けて、いじめは“絶対に許さない”“どの子、どの学校でも起こりうる”という認識のもと、教職員一人一人が役割と責任を自覚し、本校の方針を示すものである。

第1章 いじめ防止等の基本的な認識

1 目標と願う姿

- ・生徒が安心して、安全に学校生活を送ることができる。
- ・自己理解と、互いの違いや障がいの状態を受容できる。
- ・いじめについて正しく理解し、人権を脅かす卑劣な行為であることを認識する。
- ・人権感覚を磨き、いじめを許さない勇気と強い意思を身に付ける。

2 いじめに対する理解と重点

(1) いじめの定義と認識（法第2条）

いじめとは『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの』をいう。なお、けんかやふざけ合いであっても背景にある事情を調査して総合的に判断する。また、好意から行った行為が意図せずに相手に苦痛を感じさせた場合、指導によらずにすでに解消している場合は「いじめ」という言葉を使わず指導するなどの柔軟な対応が可能だが、情報の共有は必要である。

(2) いじめの解消の認識

いじめの解消とは『いじめに係わる行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続しており、被害生徒が心身の苦痛を感じていない状態で、基本的にいじめた側といじめられた側の児童生徒及び保護者を含めた人間関係が回復した状態』をいう。

(3) いじめの具体的な態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- ・意図的に仲間はずれにされたり、集団による無視をされたりする。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 学校課題

- ・いじめという自覚がなく、遊び集団の短絡的な言動がいじめとなることがある。
- ・精神的な幼さや障がいの特性から、人の気持ちを汲み取ることが苦手であり、対人関係の問題に発展することがある。
- ・金銭の管理能力が未熟なため、お金の貸し借りなどでいじめにつながることもある。
- ・スマートフォンを所有している生徒間で、SNS（主にLINE）のアプリを使用したトラブルになる可能性がある。

第2章 いじめ防止等のプログラム

1 いじめ防止のための重点

(1) 自己指導能力の育成

- ・自己有用感と自己存在感がもてる活動を充実する。
- ・共感的な人間関係を育成する。
- ・自己決定の場をつくり、自己の可能性の開発を支援する。

(2) 豊かな心の育成

- ・社会性を育み、生きることの喜びを理解できるよう、心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・命を大切にすする心、互いを思いやる心、自律心や規範意識等が育つ道徳的な教育を充実する。
- ・“認識力・行動力・自己啓発力”を育み、人間尊重の気風ある学校づくりを進める。

(3) マナーとモラルを守る態度の育成

- ・マナーやモラル教育の推進について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。
- ・社会規範やモラルを理解し、自らが律するような学習活動や家庭教育を支援する。
- ・自らの意思でマナーとモラルを守り、生徒会・委員会の取組を支援する。

2 いじめ防止等の方策

(1) いじめの未然防止について ～自己有用感や自己肯定感を高める取組～

ア 授業の工夫と改善

- ・“わかる授業” “できる授業” “人権感覚のある授業”を推進し、自己指導能力を育成する。

イ 互いを認め合う場の設定

- ・命の大切さを理解し、豊かな心を育み、居場所がある望ましい人間関係を築く。

ウ 規範意識を高める活動

- ・体験的な活動を通し、自ら行動してマナーやモラル等の規範意識を高める。

(2) 早期発見について ～観察と調査の取組～

ア アンテナを高くし、シグナルを受けとめる

- ・多面的、多角的に情報を収集し、兆候を見逃さない目を養い、声なき声に耳を傾ける。

イ 寄り添い、積極的に見守る

- ・日頃から生徒理解に努め、生徒の変化に組織的に対応できるよう協力体制を整える。

ウ 地域や保護者と連携する

- ・日常的なやり取りや懇談会を活用して保護者と良好な関係を築き、積極的に連携を図る。

(3) いじめに対する措置について ～効果的な指導と対応～

ア 組織的に、迅速かつ縦横、柔軟に対応する

- ・問題行動発生時は早期に対応し、最悪を想定する危機意識をもって組織で対応に当たる。

イ 障がいや発達段階に応じて効果的に指導する

- ・加害、被害の双方の障がい特性を考慮した指導と、報告や謝罪の場面には、該当者に共感し親身になって行う。

ウ 関係機関と連携し、協力を得る

- ・問題を本校だけで抱え込まず、早期解決に向けて関係諸機関と情報の連携を行う。

第3章 いじめ防止等の対策組織 (法第22条)

1 名称

『いじめ防止等対策委員会』とする。

2 構成員

委員長 校長 副委員長 教頭

委員 【学 校】 部主事、教務主任、生徒指導主事、人権教育担当、教育相談担当
地域支援センター長、各学年主任、当該生徒の関係教職員

【第三者】 弁護士、公認心理士、保護者代表、地域代表

3 運営

(1) 未然防止、早期発見、早期対応等を実効的かつ組織的に行い、重大事態の調査を行う組織として設置する。

(2) 年2回（5月、2月）取組について第三者から意見を得るとともに、見直しを図る。

第4章 いじめ事案発生時の対応

1 問題行動への初期対応

- ・管理職、生徒指導主事に第一報を入れ、当該学年、生徒指導部等が協力して複数で事実確認する。
- ・いじめの兆候を把握したら、学校の教職員は速やかに、校内いじめ防止等対策委員会にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。

【対応の重点】

- ・いじめ事案と認められた場合には、管理職を交えて対応を検討する。
- ・いじめ事案と認められない場合は、問題行動として生徒指導委員会等で対応に当たる。

2 いじめ事案への対応 (法第23条)

(1) 管理職への報告と対応方針の決定

(2) 事実関係の慎重、確実な把握（複数で、保護者の協力を得ながら、背景も十分聴き取る）

(3) いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）

(4) いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）

(5) 保護者への報告と指導についての協力依頼（生徒及び保護者へいじめられた側への謝罪を含む）

(6) 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）

(7) 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

【対応の重点】

- ・事案に応じて「生徒指導委員会」で対応し、必要な場合は「いじめ防止等対策委員会」を招集して、事実確認や情報収集と情報共有、関係機関との連携を図り対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告し、加害側と被害側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、加害生徒が「いじめは許されない」ということを自覚し、被害生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携して生徒を見守り、心のケアに十分配慮した事後対応に留意し、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

3 「重大事態」と判断した時の対応 (法第28条)

いじめにより、生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時、また、児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が発生した」という申立てがあった時は、その時点で“重大事態が発生した”ものとして以下の対応を行う。

【対応の重点】

- ・西濃地域担当生徒指導主事、学校安全課、特別支援教育課へ速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果を教育委員会へ報告し、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生命、心身、財産に重大な被害の恐れがある時は、直ちに警察署に通報し援助を求める。

第5章 学校いじめ防止プログラム（年間計画）

月	取組内容	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議にて「学校いじめ防止基本方針」確認 ・学校生活ガイダンス (学年集会・PTA総会で「方針」説明) ・携帯スマホ安全教室 (情報モラル講習、ネットいじめ防止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは絶対に許さないという学校方針を保護者生徒に伝える
5	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ防止等対策検討会議 ・第1回人権教育推進委員会 ・スクールカウンセラー相談開始（年間を通じた活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針と体制の周知
6	<ul style="list-style-type: none"> ・「心の健康アンケートⅠ（学校で回答／無記名）調査」 ・SOS教育（LHR：生徒） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の問題意識や生活状況を把握及び情報モラルについての調査 ・悩みを打ち明けられる大人や仲間の存在等についての理解を促す
7	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回県いじめ調査 ・職員研修会（教育相談） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の教育相談や人権意識を高める。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談月間（先生と語る会として、全生徒個別相談） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の生活状況の把握・生徒の問題意識や生活状況を把握
10	<ul style="list-style-type: none"> ・人権研修会（人権教育職員研修） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の教育相談や人権意識を高める。
12	<ul style="list-style-type: none"> ・学校祭＜「ひびきあいの日」 (人権意識向上によるいじめ防止等対策)＞ ・「心の健康アンケートⅡ（自宅で回答／記名式）調査」 ・第2回県いじめ調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・互いを認め合う活動によって自己有効感を高める
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ防止等対策検討会議 ・第3回県問題行動等（いじめ）調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の生活状況の把握 ・生徒の問題意識や生活状況を把握
3	<ul style="list-style-type: none"> ・「心の健康アンケートⅢ（自宅で回答／記名式）調査」 ・次年度へ引き継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度、課題を明確に来年度の目標を設定する
年間	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒集会、あいさつ運動、校内巡視、適時と不断の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・時期に合わせた適時指導で効果的に啓発する。

第6章 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行い、学校いじめ防止基本方針に基づいて、以下の2点を加味して取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けて適正に学校の取組を評価し、取組状況を改善する。

- ・いじめの早期発見の取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

第7章 個人情報等の取扱い

生徒の個人調査データや関係生徒の個人情報は公正かつ厳正に取扱う。アンケート等の記録等の資料は卒業後5年間の保管とする。

附 記 施行・改定年月日等

平成30年5月策定

令和元年5月一部改正

令和2年2月一部改正

令和3年3月一部改正

令和5年3月一部改正

令和5年4月一部改正

いじめ事案対応フロー図

